

新型コロナウイルス感染防止等における生活あんしん相談窓口での相談対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、4月7日に大阪府に対し緊急事態宣言が発出されました。緊急事態措置期間の生活困窮者自立支援自立支援機関は感染症の蔓延防止の取組みに努め、生活にお困りの方に必要な支援は継続して行っております。

つきましては、新型コロナウイルス感染防止等の必要な措置として、当面の間は以下の対応で相談支援を行ってまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1. 電話・メール等での対応を積極的に活用します。

初回面談等、対面での対応を行う必要がある場合を除き、電話・メール等による対応を積極的に活用します。支援プランの交付、住居確保給付金の申請のうち書面のやりとりで足りる部分については、郵送により行う等、相談支援員等と相談者の接触の回避に努めます。

尚、現在相談等の問い合わせが増えており、電話がつながらない場合もございますのでご了承願います。時間をあけてから再度ご連絡いただきますようお願いいたします。

2. 対面による相談支援における予約制を実施します。

対面で相談支援につきましては、緊急対応が必要な場合を除き、基本的に予約制とさせていただきます。事前に必ず生活あんしん相談窓口までお電話いただきますようお願い申し上げます。また、窓口では面談前にアルコール消毒をお願いいたします。

3. 必要性が高いケースに限定して訪問支援を実施します。

相談者が生活あんしん相談窓口へ来所する事が難しい等の理由がある場合、訪問の必要性が高い理由がある場合に限定させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活にお困りの皆さまに真摯に対応してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。